

第14日目（9月14日）

議長（駒形正博君） 延会前に引続き本会議を再開いたします。

議長 ただ今の出席議員数は42名であります。本日の会議を開きます。なお、関進君家事都合のため午後3時から早退、小澤謙二君通院のため午前中欠席、片桐貞夫君家事都合のため午前11時まで遅刻、以上の申し出がありますのでこれを許します。

（午前9時30分）

議長 本日の日程は配付のとおりといたします。日程第1、第90号議案 平成16年度南魚沼市揚水設備維持管理特別会計決算認定について、日程第2、第91号議案 平成16年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、日程第3、第92号議案 平成16年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、日程第4、第93号議案 平成16年度南魚沼市老人保健特別会計決算認定について。以上4件を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長（提案理由の説明を行う。）

収入役（説明を行う。）

議長 次に議題4件について監査委員の監査報告を求めます。

監査委員（監査報告を行う。）

議長 それでは第90号議案から第93号議案までの順次歳入歳出の説明を求めます。

農林課長（説明を行う）

総合市民課国保年金係長（説明を行う）

福祉課長（説明を行う）

総合市民課国保年金係長（説明を行う）

議長 4件一括して質疑を行ないます。質疑を行なう際は質疑箇所のページ数を言ってから発言してください。

青木和夫君 揚水関係についてお伺いと今後の対応をひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。四十日揚水も私も直接関係があるわけでありませう。経過とそれから現状を若干説明申し上げまして、対応をお伺ひしたいと思ひております。

上越新幹線ですか、昭和48年に工事が着工されまして大杉新田と寺尾のあそこが銭高組、うちの四十日工区は大成建設、川窪が間組だともったんですけど、それから君帰が鉄建建設・・・飛島でなくどこだったか、それから石打工区が青木建設ということで工事が始まったわけですね。

工事の始まる前に、いわゆるトンネルの掘削によって枯渇するであろうという水系の調査を、公団は土地改良区に委託をいたしまして、計量枿を敷せて全部その調査をやってそれから保証になったわけですね。四十日は大杉新田とのあの大杉山のあその境から洞沢というところから始まって浅沢、イミネ沢そしてコタ沢、ナカタ沢、オオタ沢とこういふところで全部関係するであろうというところを全部調査をしたわけですね。

その結果50年ですか、工事が始まってようやく2年ぐらい経過した頃、やっぱり枯渇をしました。とりあえず施設を作ってくれということで、公団の所長は、枯渇した水には水をもって返しますと。こういって四十日は四十日揚水とそれから宮沢のポンプ室ということで2箇所作っていただいて、これが野田のガンギョウまで揚水を45メートルぐらいのところを宮沢のポンプ室から揚げています。それから四十日の揚水は、一応毎分500リットルという約束になっているところでもあります。そのうちの200リットルが宮沢からガンギョウへ揚げて、150リットルがまた宮沢へ返って、50リットルが四十日から野田の方へ流れると。こういう約束で公団の所長は関係集落へ出向いて、内容と水量の確認を総会にかけて、そしてそれを決めて実行に移したわけです。

それがたまたま54年かな、昭和54年だか、いわゆる10年以内だか。とにかく公団から国鉄、いわゆる現JRに引き渡しをして云々という、町が引き取りますとそういう、いわゆる覚書が交わされておったということが、発覚というか見つかったということです。当時私も議会にいましたので、そんなばかな話はないと。必ずやっぱり発注者である原因者が、最後まで水は水をもって返すということをお願いしてもらわなければならないということいろいろありました。けれども結果的にはどうしても町が引き取らざるをえないということで引き取って、これが昭和60年ですね。そしてその結果四十日、野田、川窪、欠ノ上、君帰、小栗山と、ここで組合を作ってそして管理をして町から委託を受けて、それをずっとやるということになったわけです。その経過の中で必ず約束水量は守ると、こういうことが覚書にあるわけです。

現状を申し上げますと7月ですね、いわゆる洞坑の中の揚水導入桝というか、その泥揚げということで前日ポンプを止める為に揚水溜池のところへ行ってみたら、もうポンプが停止をして揚がっていない。スイッチを入れましたけども、全部ブレーカーが元へ戻らないということで、それから対応をお願いしたわけです。けれども結局原因はポンプ、あるいはまた漏電をしていたか、ポンプが落下したかということなんです。

それで集水桝から温水溜池の天場までですね、そこまでが約、四十日揚水はだいたい30メートルあるわけですがけれども、その中でケーシングが曲がっていて結局、地震でだめになったのか、一昨年の降雪前に一応中の揚水管を入れ替えたり、ポンプを入れ替えたわけですがけれどもそれがだめになったと。こういう経過なんです。

それで担当課といろいろ対応についてなんとか早急に復旧してもらいたいと。だめなら脇に穴掘ってくれというようなことを申し上げておりますけれども、JRさんの対応がなかなか思うようにいかないと、こういう答えでありました。その辺どうなっているのか課長からお伺いするとともに、市長からもそうした対応について早急にやっぱり行動を起こしていただいて、その現状復旧をしてもらおうとこういうことについてひとつお伺いをしたいとこう思っております。

農林課長　今の青木さんの質問でございますけれども、経過等については今、青木さんが述べられたとおりだと思います。今回、老朽化が進みまして各ポンプ室がいつ爆発するか

分からないというような状況の中で、5つの管理組合の皆さんから管理をしてもらっているわけですが、それでJRの対応といいますかについては、六日町の分室長の方でそれぞれ交渉といいますか話し合いをしておりますので、分室長の方からまた答えていただきますけども。

基本的には揚水会計につきましては、維持管理を行なう為の揚水会計でありますし、元の水が枯渇したというのは、トンネルを掘ったというようなことでJRから保証していただいた部分もありますのでJR等とも責任をもって話をさせていただきたいと思っています。細かいことは今、分室長から応えていただきます。

農林課分室長　　今言われたように議員様の経過は全くそのとおりだと思います。開始したのは53年から一応開始をしたということです。この7月に言われた四十日のポンプがいかれたということでうちの方で手配をしましたところ、先ほど言われたようにケーシングが地震の時と思うんですけども、それはまだ定かではないんですけども。カメラを飲ませたら一応曲がっていたということでありました。今現在の5.5のポンプが引き上げられないということでありましたが、たまたま運がいいということでしょうか、新幹線の各施設のポンプを揚げる時に土砂新設を7月中にやっておりましたので、その時に一緒にポンプの入れ替えをついでと言っただけなんですけども、その時に一緒に小型化した一段下のやつを入れまして、とりあえずこの夏は乗り越したということであります。

今後の計画としましては、何しろJR新幹線の穴なものですから、JRさんの方とよく協議をいたしまして対応をしていきたいと、このように思っております。以上です。

青木和夫君　　対応は結構ですけども、いつ具体的に工事にかかるとかどういう方法でやるとかということは、まだ聞かせてもらっていないわけです。やっぱりその辺を早急に急いでいただかないと来年春に間に合わない。7月中干しの時期からちょうど追肥の散布とかいろいろありましたけれども、たまたま雨がその時期ちょうどよく降ってくれたので、なんとかその対応はしてでたところということなんですけども。現在は約250ですか280ですか、一応約半分揚がっているわけですね。とりあえずはそれでこの冬はなんとか越せるとしても、やっぱり春になれば500という約束の水は返してもらわないと。

それについて具体的にどういう方法でJRさんと交渉をして、そしていつ頃工事にかかれるのか。あるいはまた市長に伺いますけれども、これは町が引き取るという覚書で今は市になりましたけれども、やっぱり市長もその責任は大きいと思うので早急な対応を。どういうふうこれから交渉を進めて、対応をしていかれようとするのか、その辺の見解をひとつ伺いたいと思います。

市長　　どういうふう、ということ。今、担当課が申しあげましたように、正規のポンプの入れ替えということで要望しているわけですので、来年の作付け時期に間に合わないなんてことがないように進めていきます。ですが具体的なことについてはまだ私の方に報告は上がっていませんので、ちょっと具体的なことだけは私が今答えられませんが、なるべく早く。JRさんはなかなかやはりそういう面では、遅いということではなくて慎重

でありますので、その辺を必要であれば私も伺って、早急な対応をするようにということだけは申し上げてきます。よろしくお願いいたします。

上村 守君 今のことに関連をして揚水機の会計について、私ども大和の人間は知りませんので、ちょっと教えてもらったりしたいなと思っているんですが。私は今、青木さんが言われたことや農林課長や分室長が言われたことのように、市としてこの会計についてかなりのウエイトの仕事はあると思っているんです。しかしこの支出を見ると、事務費も錢も何の金も、揚水機のこの会計から出されていない。

私は一定程度・・・この決算書だってそうだ、ただできるわけじゃない。監査委員だって監査報告するのにただ出ているわけではない。にもかかわらず市への事務費部分の繰り入れが一銭もないというのはおかしいと思うんです。ましてやこの会計は去年使った金が、500万円また余ったという会計ですからね。私はこれだけの今の議論があったり、いろいろな経過があったり、市の関与が極めて強いという会計であれば、一定程度の応分の負担をこの会計から一般会計へしてもらうべきである、とこう思っておりますが見解をひとつお願いしたい。

市長 この会計ができた経過は、ここでは長々述べませんが隣に牛木さんがいらっしゃいますので後で聞いてもらえばいいですが、5億円を地元の皆さん方に公団から補償費として出して、それで地元の皆さんでやってくださいとこういうことなんです。ところが地元ではそのお金をもらって打ち切り補償と言われても困るからという話し合いのなかで、それは当時の六日町が基金を預かってそれを運用しながら、その利息でひとつ維持管理をやっていってくださいとこういうことだったと。

先ほどちょっと課長が説明しましたように、今、旧六日町で3.6パーセントでその基金を運用させていただいている。1.8パーセントをこっちの会計に入れていきますから、あとの1.8パーセント分は町というか市の会計の方に入ってきていますので、今、上村さんがおっしゃったような部分・・・(「それは違う」の声あり)失礼しました、そうではなかった。

それで当初の経緯がそういうことでありましたので結局こういう会計になっていますが、いつの議会だったか牛木さんからご質問があった際に、いずれはこういうことをやっても、余計な会計といえますかを持っていてもあれですから、地元の皆さんと話し合いをしながら町がその5億円も頂く代わりに、施設の管理もそっくりやっていかなければなるまい、という方向を今模索をしているとこういうことでもあります。当初の基金のできた時の事情がそうでありましたので、ここに例えば市の職員分が何名関与していきくら貰うとかとかそういうことは一切やっておりません。

上村 守君 同じようなことが旧大和町の岩山地区でもありまして、合併時にこれを解消してきたんです。集落の皆さんにお返しをして、町としては関与を今後一切しないという形にしたんです。今の市長の説明ね、私は旧大和町のようにひとつの村ではありませんので、いくつもの村が絡んでいる問題だから、町が関与する事はいいと思うんです。しかしこれだけの5億4,000万円の基金会計を運用して管理をしていくというのは、やっぱり半端じゃ

ないことだと思うんです。ましてやこういう今青木さんが言われたような、事故に対応するものも職員がみんな関与しねば実際には仕事できないわけだから、その部分を請求するくらいの気持ちを市長、持ってもらわないと私はどうもこの会計はおもしろくないんですが。もう一度答弁してください。

市長 この会計を設立したと言いますか、その時の経緯が大和の岩山とは若干違います。旧六日町の中でも、打ち切り保証金を受領してこの会計の中に加わってないという、川窪あたりがそうだったでしょうかね、そういうこともあったりですが。

ただこれも説明をさっきしましたが、旧六日町そして今は市でもありますけれどもこの5億円を繰り替え運用させていただいておりますので、3.6パーセントの利息は払っておりますが、当時7パーセント、8パーセントという利息を払っていた公債をそれで減らしております。ですのでそういう面も含めて考えていただければ、もっと金を出したっていいやなんて言われるかもわかりませんが、相当の4パーセント前後の利息が助かっているという事であります。ですから2,000万円、5億円としまして。

昔7パーセント、8パーセントで借りていた町債を、これ1回返して組替運用させていただいている。そういう事実もございますので、この会計から市の方に人件費だとか諸費を払えということにはならない、というふうにひとつご理解をいただきたいと思います。

いずれはこの5億円をいただいて市の管理にしていこうという考え方であります。これは地元との合意が必要でありますけれども、そういうことも含めてひとつご理解いただきたいと思います。

笠原幹夫君 国保会計の関係で2～3点お聞きしたいと思います。

1つは282ページの高額医療の関係ですけれども、年々医療技術といいますがそういうものも高度化してきているなかで、医療費も高くなってきているということだと思いますけれども。今期この決算期では、この高額医療では1件でどのくらいのものが最高額としては出てきているのか。それは確か調査をしてあると思うんですよね。もしおわかりでしたらひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから300ページですか、人間ドックの関係です。人間ドックは今まで六日町は5歳刻みだったのが、大和と歩調を合わせて1歳というか毎年というあれになったわけですがけれども、これで件数は増えてきたのだと思います。希望によって何箇所か受ける場所があるわけですよね。城内病院、ゆきぐに大和、あるいは小出のあそこですか。ここで今この人間ドックはある程度満杯なのか、あるいはまだまだ時間的に余裕があるのか。

と言いますのは、ゆきぐに大和のあれを聞いてみますとかなりきつみたいな言い方をしているわけです。城内病院はその規模ですから、そう件数をこなすというわけにはいかないだろうと思いますけども、その辺がどういうふうになっているのか。と言いますのは、たとえば私個人が申し込んだら9月6日を指定してきたんです。議会の初日だったからどうしてもだめに変更してもらいたいと言ったら12月24日しかないですと。したがってそんなにもうぎちぎちいっぱいになっているのかなあ、という感じがしたんですが、その辺はどんな

状況なのかひとつお聞かせを願いたいと思います。

それから同じページで支払準備基金積立金です。これで4億7,000万円ぐらいになるかと思うんですけども。これは前々からいろいろ議論のあったところで、国の方はだいたい医療費の3ヶ月分を積み立てるとか何とか、いやそうではないそんなに積まなくてもいいと、いろいろ議論のあったところなんです。今は国の指導というのは何か月分とか、あるいは何パーセントとかというきちんとした指導があるのかなのか。その指導に合わせてみた場合、この4億7,000万円というのは多いのか少ないのか。その辺をまずお聞かせ願いたいと思います。

総合市民課国保年金係長　　まず第1点目の共同事業拠出金の最高額の医療費はいくらだったかということになるんですが、はっきりした数字があるんでしょうか。いくらというかたちで。(「だいたいいいです」の声あり)この16年の中ではだいたい300万円前後が一番高かったと思います。前の15年度は、大和町の例でいきますと520万円くらいが一番最高でした。この16年度は300万円台が1件か2件くらい。だいたい100万円から200万円くらいのところにずいぶん集中しているという状況でございました。

それから人間ドックであります。なかなか希望者の方がいますと、やはり4月・5月・6月に希望が殺到するというのがございます。どうしても秋口から冬場になるとかなり余裕があるはずなんです。皆さんがどうしてもそこに集中するので、その期間はやっぱりどうしても早い者勝ちというのでしょうか、むこうさんの方の日程調整ということになっていきます。

大和病院にしてもやはり国保だけでやっているわけじゃなくて、社会保険が入ったりそれから住民健診でしょか、そういうものも入る関係があって、国保の人間ドックの枠というのが既に決まっておりますので、それにあぶれてしまうとどうしても日程調整で後の方に行くと。冬場であればたぶん第一希望ですぐ入るんですけども、やっぱり4月・5月・6月というのはどうしても希望が多いということが実態でございますので、なかなか希望にかなわないなというのが印象であります。ただトータルでうまく均せば、まだまだやれる余力はあるというふうに大和病院は聞いております。

それから3番目の支払準備基金なんですけれども、一応国の方の考え方というのは予算の編成通知に出ているのが、やはり一般被保険者に関わる保険給付、要するにマル療の給付、療養費それから高額療養費、老人保健の拠出金、介護納付金、診察支払手数料等々一般の分があるわけですが、これの一応25パーセントというのがひとつの目途として積立を考えるとということを言っております。それに照らし合わせたときに南魚沼市の状況というのは、16年度の決算でいきますと約19パーセントというラインになっております。

笠原幹夫君　人間ドックの件ですけども、誰しも自分の都合のいい時に申し込むということでしょうけれども、もう少し状況を例えばここは集中しますよとか、ここなら余裕がありますというようなものを、情報として何かの際に流してくれれば助かると。そこにいつ1日どうこうということではないんですけども、暮れの全く暮れになってからというよ

りも、そういうのであれば年を越して1月、2月というそういうこともありますので。こっちは全くそういう情報はないものですから、本当にこんなに1日1日ずっと組んであるのかなという感じも持っていますので、ぜひともそういうサービスをして欲しいと思います。

それから支払準備基金についてです。そうするとまだまだ足りない。19パーセントだと国の指導からいうとまだ積み足りない。そうするともっともっと積もうとしているのか。25パーセントまで積もうとしているのか。国はそう言うけれども、このくらいあれば何とかやっつけていけるというふうに考えているのか。ひとつその辺をお聞かせ願いたいと思います。

市長 ドックの件についてはまた後でお答えします。支払準備基金については、それはやはり25パーセント程度は欲しいという頭はございますけれども、こういう状況ですので、そこまで国保税を上げてまでそこへ積みましょうという考え方はございません。でもやはり20パーセントにもうちょっとでありますので、今回の決算を見てもある程度の黒字が出ておりますので、できれば20パーセント程度のこの支払準備基金は通常確保しておきたいという考え方は持っております。

総合市民課国保年金係長 そういう形の情報提供については、募集の時だとか広報だとかを使って提供していきたいと思っております。

議長 質疑の途中ですが休憩をします。

休憩中に議会運営委員会を開きたいと思っておりますので、会議再開は11時30分より開会します。

(午前10時45分)

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午前11時30分)

議長 質疑に移る前に休憩中に行なわれた議会運営委員会の報告を求めます。

笠原議会運営委員長 それでは先ほど開かれました議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議事日程の変更ということで確認、報告をさせていただきます。明日の9月15日につきましては、最終日に予定をしまして106号議案から185号議案までの合併に伴う条例の一部改正に係る議案も日程に追加をしまして、予定通り開会をいたします。

そして最終日の9月16日につきましては、開会を午後1時半からということで決定をさせていただきました。

それから合併に伴う条例の一部改正及び制定の採決方法につきましては、この前報告をしたとおりに反対の議案があった場合には、それを抜き出して採決をし、あとの部分については一括でやるということになります。

それから塩沢と10月1日に合併をするにつきまして、農業委員の議会から選出されている委員につきましては、その選考の中でこの10月末までということで選考した経過がありますので、10月末までにこの議会事務局の方から、辞職をしていただきたいということで文書を出させていただく、ということで確認をさせていますので、その対象の方はよろしく

お願いいたします。以上であります。

議長 それでは休憩前に引き続き第90号議案から93号議案の質疑を続けます。

岩野 松君 国保のことです。ちょっと細かい分からないことで質問します。決算資料の方の中の61ページに、世帯数及び被保険者数というのが書いてあります。その3歳未満70歳以上一般、一定以上所得者という数字が書いてありますけれども、そのことについてちょっと詳しくお聞かせください。

それから今老人保健の方に移行する年齢が70歳から暫時ということで、今年73歳だというふうにさっきお聞きしました。実際に受ける側の人からみたときに、その誕生日、満七十何歳の誕生日がきた月から該当になるのか、その年度からなのか。そこら辺もお伺いします。

総合市民課国保年金係長 61ページの区分けであります。14年から負担金が、いわゆる一部負担金が今までと変わってきまして、15年の4月1日からも3歳未満というかたちが導入されました。このかたちをみると3歳未満というのは自己負担が2割の方であります。それから70歳以上一般というのは自己負担が1割の方。それから一定以上所得者、つまり70歳以上で一定以上の所得がある方についてはこれ自己負担が2割の方。その他の方については全部3割ということで統一をされております。

3歳未満というのはいわゆる3歳の誕生日の前月までの方です。

それから70歳以上一般というのは、いわゆる課税所得がこの場合ですと125万円未満の方であります。一定以上所得者というのは125万円以上の方ということです。いずれもその該当、たとえば70歳以上というのは、その誕生月の翌月1日から適応になると。70歳に達した日の翌月からということになりますので、いわゆる2日から翌月の1日までの方が翌月1日から対象になるということになります。

それは老人保健も同じでして、今は老人保健の審議ではありませんけれども、いわゆる75歳に達した日の翌月ということから適応になりますので、先ほど言ったように2日から翌月1日までの方の生まれの方が翌月の1日から適応になるということでございます。

岩野 松君 だいたいわかりました。ではこの年齢のあれは結局、負担の割合についての明細ということで出ているということなんですね。はいわかりました。そしたら70歳から先ほど75歳まで引き上げるという暫定措置というのは、どういう変化になるんでしょうか。

総合市民課国保年金係長 14年の10月からの医療改正で、いわゆる老人保健の公費負担を今まで30パーセントだったのが50パーセントにすると。支払金の方が70パーセントだったのが50パーセントにするということの大きな改定がありました。

同時に老人の方の負担割合も、いわゆる定率負担を徹底するということもありました。その中の一貫としていわゆる受給者ですか、老人保健の受給者を70歳の方から暫時この75歳にまで引き上げるということにしたわけであります。したがって14年10月1日から法施行ですので、いわゆる昭和7年の9月30日までの方は、当然その時点で老人保健の対象



になっていましたのでなりました。ところが昭和7年の10月1日以降に生まれの方は、75歳に達した翌月までそれぞれの保険に留まるといいますか。こういった70歳、いわゆる前期高齢者という範ちゅうで、それぞれの保険者の方から支給するというスタイルであります。

岡村雅夫君 国保について伺います。3億2,162万円の黒字ということであります。そういったなかで滞納分 要するに15年度以前ですね、以前ということは合併する前ということですが。滞納分 が2億3,035万円あるということであります。旧町でいくとどういった按分になっているのか、それを伺いたいと思います。

それから前段のその3億2,162万円の黒字の原因。それをどういうふうに分けられているのかお聞きいたします。

また、監査委員にお伺いいたしますが、監査委員としてこの3億2,162万円の黒字決算ということで報告になってはいますが、私の考え方でいくとこれの意見が必要なんです。要するに目的税でありますので、こういった結果を引き起こして片や滞納が増えていくという問題について、どういうふうな見解をもっているのかひとつお聞きいたします。

収納対策室長 国保の滞納繰越の件でございます。旧町別の件ですが、額ではちょっと今のところまだ分析をしてございません。人数的には、16年度末で1,090人、大和町が297人27.2パーセント、六日町が793人72.8パーセント。金額的にもだいたいこのような形で構成されていると思います。

失礼しました。滞納額で六日町の集合税を含んでおりませんので若干額が一致しませんけれども、旧大和町が8,817万2,000円、六日町が1億8,100万8,000円。若干集合税分がちょっと分類できない部分がありまして入っておりませんが、以上のような割合になっております。

総合市民課国保年金係長 2点目の3億2,100万円の剰余金の原因ということでございます。正直言って16年度の予算を立てて実際に決算をしてみて、予想外に実は医療費の方が落ち込んだというのが出ております。

数字だけとりあえず並べてみたなかでいきますと、例えば2町合算ですのでどれほど詳しい比較ができるかどうかわかりませんが、14年の一人当りの医療費を見ると一般の方は15万9,558円という数字になっています。15年が17万0,823円とう医療費になっております。この辺を基にしてお互い16年度の予算を作ったわけですが、結果的に16年度のその決算ですが1人あたりが15万9,305円ということで、93.3パーセントという、約7パーセント弱の落ち込みを示しました。

予算でみた1人当りの医療費でみると、1人あたり約1万4,000円くらいの減の数字の実績になっております。ですから一応今までの5ヶ年くらいの状況をみて直近の状況を勘案しながら、ある程度医療費を見積もってきたんですが、この16年はちょっと予想外にといいますか、結果としてといいますか、1人当りの医療費が15年に比べたと落ち込んだと。逆に言えば14年並の平準化したといいますか平均になったといいますか。そういうひとつ

の数字が出ております。

実はそれは何でかといいますと、ひとつは高額療養費の支給状況というのをみてみますと14年、15年、16年と3ヵ年をみれば、やっぱり16年は15年に比べて落ち込んでいる。ということになってくるとたまたま16年は、いわゆる高額医療費の方が実は少なかったのかなと。それはたとえば受診率をみても、必須の医者にかかった件数というのは減っておりませんので、たまたま16年とういうのは15年などに比べて高額医療費の方が少なかった結果として、医療費の落ち込みがあって予算との差が出たのかと。それがこの剰余金になったのかなというふうに思っています。

監査委員　ご指摘のとおり本来黒字あるいは赤字になったその原因を分析して示すというのが、監査委員の使命でもあります。ですが今ほど説明のあったような内容でありますけれども、5ヶ月間という一定の期間の決算審査ということでありまして、その辺の分析まで細かくやっていなかったというのが実態でございます。その辺ひとつご理解をお願いします。

岡村雅夫君　順番が違ってあれでしたが、黒字の原因が、要するに予想より下がったということですが、何パーセント増で見込んだかというところがひとつ問題ではないかなと思うんです。14年、15年をみて16年をみたと。それが7パーセント増だったのでじゃあ7パーセントと。そうすると要するに7パーセント、15年度より落ちたということですが、では16年度は何パーセント増で見込んだのか。そこが問題なんです。そしてそれと3億円というのが合致するかどうかという、3億の結果がそれだと言い切れるのかどうか、そこをひとつお聞きしたいんですね。

それから滞納分についてであります。この数字がどれだけさらに伸びていっているのか。要するに回収が15年以前ということですが、なかなかできないと思うんですけれども。そういうたなかで、これが伸びてさらに伸びていく状況であるかというところをもう一度お答え願いたい。

それから今、監査委員さんからお話がありました。5ヶ月であったのでということで分析をしなかったということではありますが、この資料を見ますと5ヶ月だけれども16年度は、ということで資料も提示されているわけであります。全体を要するに見た中で16年度、5ヶ月の監査ではないんですね。16年度の監査をするわけありますので、その辺の推移はやっぱり各担当でも予測をしてやっているわけありますから、しなかったと言えばそこまでですが、可能であったのではないかと私は思うんですけれども。

そして意見として滞納の具合、そして黒字の度合いを見た中で、私が先に言わせてもらいますけれども、どうこの差を縮めていくかという問題ですね。要するに私から言わせていただければ、こういった滞納が増える中で、どうこの適正な徴収にするかというところが、今後のやはり精進するところではないかなというふうに私は思うんですけれども。その点をひとつお聞きします。

収納対策室長　滞納に対する収納率の推移でございますけれども、今年度の滞納繰越分、16年度は15年度に比べましておよそ3,000万円くらい増えました。傾向としますとだ

いたい両町合わせますと、過去も毎年3,000万円くらいずつ滞納額が増えているような傾向でございました。

ちなみに大和町の収納率ですけれども、平成13年度が89.9パーセント、14年度が87.8パーセント、15年度が85.9パーセントということで毎年2パーセントくらいずつ収納率が下がっているような傾向でした。六日町の場合は82.8パーセント、81.8パーセント、80.3パーセントということでやはりこれも1パーセントくらい収納率が下がっているような傾向でございました。この分析は特に十分はやっておりませんが、やはり景気低迷による家計収入が減少しているということが基本にあるかと思えます。特に16年度につきましては、中越大震災によりまして納期限を延長いたしましたので10月分から5ヶ月間は督促状を発送しなかった、催促もなかったということで2月18日に納期を設定しまして、3月になってまとめて督促状を出したというようなことの影響が最後までひびいたかな、というところがございますけれども、えてして景気低迷の影響が大きいのではないかとこのように思っております。

総合市民課国保年金係長 3億2,100万円の剰余金はどうだということなんですけれども。まずひとつは3億2,100万円余りの剰余金は、16年度、単年度で出たわけではないということをまずご理解をいただきたい。要は14年、15年とずっと繰り越してきたものが当然あるわけですので、いわゆる16年度単年度の繰越でないということなので、それはご理解いただきたいというのがひとつ。

それからまず医療費の予算の編成ですけれども16年度はそれぞれ大和町、六日町そして予算を組んでいったわけでありまして、合併後はそれを寄せ集めたということになるわけです。大和町の例でいきますと、一応16年度は一旦は1パーセント増ということで医療費を決めたというふうに記憶しております。そのなかでやっていきますと今回の、先ほど言いましたが、見積もった医療費に比べると約7パーセントくらいの落ち込みがあったということなんです。伸びると思ったのが落ち込んだということでありまして。

それでたまたまその予算額と当然被保険者かける医療費ということでやっているわけですが、それとの比較でいきますと、1億2,000万円くらいの差が出ているということでありまして。ですから3億2,100万円のなかで、大和でいえば当然全て16年度年度の減税に充てるという話もありましたけれども、若干残った部分もあるわけですのでそれを残してくると、だいたいこの医療費の見積もりの差、それから繰越金との差というものが、この3億2,100万円のうち、いわゆる16年度の年に出たものと思っております。

3億2,100万円というのは、くれぐれも15年からの当然繰越金も、使い残しといえますかの分もあるわけですので、全てその16年度単年度から発生したわけではなくて、ということひとつご理解をいただきたいと思えます。

監査委員 歳入歳出決算書の、この5ヶ月間の提出がありまして、それに基づいて計数の正確性なり、予算執行の状況なりというものを審査させていただいたわけでありまして。それでこの審査意見書のまとめの期間もあるわけでありまして、この中にそういったもちろん

分析はしてございません。当初から言ったようにしてございませんが、そういった意見もしたがつて付してございません。

そんなことで合併前からの数字を出して、通算して参考資料というか説明資料に出されたものについては、相当後からになってのことでありましたので、今回そんなことでひとつご容赦、ご了解をいただきたいと思っております。

岡村雅夫君 監査委員についてはそういった方向で見ていただければ、ということで今後ひとつ今ほどの、これからお話ししますけれども執行サイドの予測とか、そういうものをひとつ。その結果がなぜそうなったかというあたりは、やっぱり分析していただきたいというふうに思います。

では担当係長にお話をさせていただきます。国保の要するに15年度、16年度は国保は下がったんですね。16年度の国保というのは下げたんですね、前年対比。そして今こういう結果が出る中で、要するに16年度決算がこまですれ込んできているわけです。そして予め今年の17年度予算というのは、3月議会で決まり、実質的には今回は臨時議会も開かないで17年度予算が決まったわけですね、専決で。そして増になっているんです、前年度より。旧大和町の住民からしてみると。そして15年度よりも下げたという話なんです。

15年度よりは下げたということでもありますから、15年度が高かったんです。今の報告を聞くと。14年、15年の推移で16年度を決めて、そして16年度がこうして残ったわけです。そうしてその推計からいくと、まだまだゆとりがあるというふうに私はとらえるので、17年度予算がまた残るという懸念を私はしてしまうんですね。高いところを基準にしてちょっと下げたからいいだろうといのが、17年度予算なんです。

だから15年度、16年度の予測で17年度を決めるなかで、この今年の予測される結果を加味していなかったというふうに私はとらえるんですが、17年度はまたそういう結果が出るんじゃないですか。これと同じような結果が出るんじゃないですか。そういうふうに私は考えますが所見を伺っておきます。

それで単年度で1億2,000万円くらいだろうという返答があったわけではありますが、医療費が伸びなかったから1億2,000万円残ったという話でありますけれども、かなりゆとりのある施策だなあと言わざるをえません。

片や今、徴収係の方から3,000万円ずつ滞納が増えていくと、そういう傾向だと。これは何だかといえば要するに払えない人たちが増えているということです。そこを余分の分まで計上しなければならないようなことがおきないような計画を立てていかなければならないということなんです。

そして予想以上に医療費が伸びたとかというのは、私は多少のことであるならば準備基金というのがそこにあるわけでありまして、それに手をつけた経過は今までないんですよ。支払準備基金に手をかけたというのはないんです。ですからその辺をもう少し考えた調定額でいくべきではなかったかなというふうに、私は17年度の予算についてもそういう見解を述

べたつもりでありますけれども。担当課長、係長として間違いないんだと、今度はとんとんなんだと。要するに目的税のその範囲以内だというふうになると予測しているのかひとつお聞きします。

私はやはりこういった大幅な開きが起きるような執行は、どうしても足りない方でなくて余る方に推移した考え施策になると思いますので、それをひとつ私は戒めていただきたいなというふうに思います。

税務課長 仔細な議論があるわけですが、数字を申し上げますと、旧大和町・旧六日町も16年度は15年度に対して下がったということは確かでございます。これはご承知のとおりなんです。合併して17年度はどうかといえば、旧大和町・旧六日町の16年度に対しても下がっているわけでございますので、ほぼ岡村議員のおっしゃる趣旨に沿ってというか、当然その採算を見越してやったつもりでございます。

なお支出に関してはインフルエンザ等の疾病の状況もでございますので、主旨を体してもちろん運営されると思いますけれども、税金ではそういうことも配慮して決めさせていただいているということをご理解をいただきたいと思います。

総合市民課国保年金係長 確かに実際に予算の見積もりと実質的な差というのが、大変国保税に反映するわけですから、十分戒めて的確な予想ができるように技術を磨きたいと思うっております。ただ17年度の事例であります。今の3月、4月、5月、6月診療分までできているわけですが、4ヶ月ですか、4ヶ月執行した段階では、予算よりはやや多めのペースで推移しています。

とにかく合併前は意外と少なかったんですけれども、いわゆる3月診療分からちょっと桁が上がったといえますか。たまたまインフルエンザが、六日町保健所管内警報が出たということもあって尾をひいているのかなという気もします。いわゆる一般被保険者、老人、それから退職、それからいわゆる医療費助成ですね、幼児それから県障含めて、すべからく実は合併後この3月からかなり伸びていると。予算のなかでいえば上限を超えるような形で、ぴったり50に割った数ですが、これらの形で推移しております。

ただこれがずっといくかどうかというのは、よくまだわかりません。いわゆる秋口になったらまた減るかもわかりませんし、それは動向によりますけれども、今の4ヶ月の中ではかなり上限を超えたところで推移をしているというのが実態です。

議 長 以上で第90号議案から93号議案の質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって4件一括質疑を終わります。

議 長 休憩をします。午後1時再開します。

(午前12時00分)

議 長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午後1時00分)

休憩前に引き続き、第90号議案から第93号議案までの審議を続けます。

議長 第90号議案に対する討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。

第90号議案 平成16年南魚沼市揚水設備維持管理特別会計決算認定については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第90号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議長 次に第91号議案に対する討論はありませんか。

(「はい」の声あり)

討論がありますので、まず原案に反対の発言を許します。

岡村雅夫君 原案に反対の立場で討論に参加させていただきます。先程の質疑の中でも明らかになりましたように、国保の滞納額が毎年3,000万円ずつも増えているとこういった状況であります。片や3億2,162万円という黒字決算とこういった事態が発生しております。

内容ももう少しみてみますと、滞納分が2億3,035万円と。これは15年度以前ですね。そうした中でこの会計を健全化させるためにはどうあるべきか、ということが問われると思います。私はやはり今のこの被保険者と申しますか、その現状というのはなかなか大変な事態にありまして、払いたくても払えないというのが如実にあらわれてきているなというふうに私は考えております。

そういった中で要するに欠損にならないようにとこういった形での推計でやっているわけですが、私は準備金等もある中で、それにも手をかけるような状況が今だ発生しているわけでもありません。ということは払える国保にしておくべきだということが、今後の目指す方向だというふうに思います。

どうしてもゆとりのある会計でありますと、今回事務費等も旧六日町の方があがってきておりますけれども、やはり行政でどう補填するかというところまでをも考えていかないと、この決算はますます大変な決算になっていくというふうに私は考えております。

そういう面からいたしましても私は、正常でないこの国保会計をどう皆さんが安心して医療にかかれ、そして最低限の医療を受けられるようなそういった体制を堅持していくことが大事ではないかなというふうに思っております。以上のことから黒字決算をしての、この会計については容認というわけにはまいりません。以上です。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議 長 採決をいたします。

第91号議案 平成16年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、第91号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議 長 次に、第92号議案に対する討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議 長 採決をいたします。

第92号議案 平成16年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第92号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議 長 次に、第93号議案に対する討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議 長 採決いたします。

第93号議案 平成16年度南魚沼市老人保健特別会計決算認定については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第93号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議 長 日程題5、第94号議案 平成16年度南魚沼市下水道特別会計決算認定について、日程第6、第95号議案 平成16年度南魚沼市観光施設特別会計決算認定について、日程第7、第96号議案 平成16年度南魚沼市訪問看護特別会計決算認定について、以上3件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 (提案理由の説明を行う。)

収 入 役 (説明を行う。)

議 長 次に議題の3件について監査委員の監査報告を求めます。

監査委員 (監査報告を行う。)

議 長 第94号議案から第96号議案まで順次歳入歳出の説明を求めます。

企業課長 (説明を行う。)

商工観光課長 (説明を行う。)

保健課長 (説明を行う。)

議長 3件一括質疑を行います。

中沢俊一君 379ページ、下水道事業についてお伺いします。流域下水道の建設事業負担金があげられていますけども、これは五日町の処理場の件であると思うんですけども、この能力をどの程度実量でアップするのか。あとそれは今の能力に比べて何パーセントくらい上がるのか。

また個別化浄化槽の事業が新たに最近では導入されているわけですが、これによって当初の増設の計画と、どの程度能力の方で変動があったかないのか。また増設の時期はいつをみているのか。その3つを教えてください。

企業課長 1点目、能力のアップということでございますが、ちょっとその辺については後ほどご答弁させていただきたいと思っております。

この負担金については、一応、先程申し上げました水処理だとか機械の濃縮ということで当然流量がいっぱいになるので、それで設計をして増設するというところでございます。その時期だとか能力アップについては、また後ほどご答弁させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

中沢俊一君 これだけの設計費をかけているわけですから、本当はその辺はちゃんと把握しておいて、こういう時期にはやっぱりつまびらかにして欲しいと思うんです。大事なことだと思いますので、以後そのように気をつけてもらいたいと思っています。

駒形興一君 昨年、地震による災害がかなり下水道を敷設した路線についてかなりでたわけですけども、前々からマンホール等々からする余計な水、有収率ですね、これは極端に変化はなかったのか。これを1点伺いたいと思っております。

また管渠を布設する費用が載っているわけなんですけれども、今までの経験、災害前に敷せたところが、下水道敷設路線に著しく道路の損傷が出たわけですので、それらの反省点がどのような形でとらえているのか。あるいはそれを教訓として今後の工事の改良点であるとか。あるいは関係する経費削減等々の努力はされているのか。どういう評価をされているのか。ひとつ伺いたいと思っております。

企業課長 まず有収率でございます。地震によってどうかということでございますが、ほぼそれにつきましては変動はないということでございます。

それと下水道路線の地震についての反省点ということでございます。当然下水道管については施工方法は県の基準、国の基準をもとに施工設計しているわけでございますが、その辺特に液状化といいましょうか、したところについて下がったりいろいろしたということ。今現在、山砂で埋めた所が特に下がったという状況でございます。そういうことを含めて私どもは県の方に、今後山砂でいいのかそれともクラッシャーランか何かの方がいいのか。今、県の方でも検討しているということで、今後、市の方に通達がくるということでございます。



そういうことで今後の工事の改良点ということでございますが、そういう形を含めて今、普通のヒューム管ではなくてリブ管ということで、回りがぎざぎざになっている管があるんですが、そういうものを敷せた中でのクラッシャーラン等々していきたいということでございます。一番工事的に安価なのは山砂ということでございますので、その辺を含めまして県の方と今後の対策をしていきたいというふうに考えております。

駒形興一君 地震によつての有収水量がたいした変動がなかったということは大変良かったわけですが、工事については、農集を始めてから、あるいは特環を始めてから10年近くになるわけです。そうしますと年々歳々工事の技術や経費の削減等が請け負い業者によってなされていくと思うのですが、県の方では工事に対する基準単価と申しますか、これは変わらないものですか。

特にこの災害によつて、今ほど県の方に申し入れしているんだというお話でしたが、その結果が待たれるわけですが、明らかに地下水の出るところ、それらは山砂だけではやはりもう処理できないのではないかと申すに、単純に我々素人でも申すわけですが、ただ待っているということではなくてやはり働きかけが必要なんではないかと。ちょっと生意気ですが、

そんな感じで、ただ県のお墨付きをいただくだけではなくて、ここはこうなんだよということによつて、補助であるとか、またそうした若干有利な部分も出てくるのではないかと申すに感じます。ただ指示を待っているということだけではちょっといささか弱いかなというふうに申すので、その点についてもう1点伺いたいと思います。

企業課長 まず1点目、経費の削減ですが、昔と違って今経費の削減しているのについては、マンホール間隔。例えば70メートルに1カ所あげると申すことの中で、それを1号マンホールといつて大きい900の人間が入られるようなマンホールをつけるんですが、今の削減の中では、人間が中に入らなくても鏡を入れて見られる小型マンホールということ、そういう形の中で経費の削減をしていっているということ。

あと掘削の幅ですね、1メートル20が1メートル10に申すとか、そういう形の中で経費削減をしているという状況でございます。

基準単価については特に県の方の単価、歩掛りをして申すので、その辺については年々変わってくるのであれば変わりますし、特に人件費、普通作業員だとかそういうのが年々今下がってきているという状況でございます。

あと県の方の指示を待っているということでございますが、特に私どもは今までも地下水だとかそういうものについては、山砂ではとても埋め戻しができないということの中で、例えばリブ管にして砕石で埋め戻しを申すとか、そういう形の方法をとっておりますので、そういう形で指示を待っているばかりではないということでございます。

ただ地震があつたので、地震の部分の山砂が本当に液状化で耐えられるのかどうか。そういうものについて県だとかそういうので検討しているという状況でございます。

遠山 力君 サイクリングターミナルについて伺いますが、390ページ。サイク

リングターミナルのその他雑入というのがあります。あそこはサイクリングターミナルというぐらいで、いいサイクリングコース持っているわけなんですけども たいしたことないという意見もありますけども、私が見た感じでは結構いいコースなんです。その利用率といいですか、貸し自転車をものぐらい借りたか。あるいは普通の持込の自転車でものぐらいの人が利用したかというようなことがわかったら。その収入がこの雑入に入っているのでしょうか。

もう1つはそのサイクリングコース、それから向こうの方の、一番カナエ町の向こうですか、あそここのところの突き当たりの施設とか、そういうもののサイクリングターミナルに建つ寄与率といいですか。そこにお客がいっぱい来れば結局自動販売機でジュースを買ったりして、サイクリングターミナルの売上が伸びるわけですので、そこら辺の寄与とかそういうものをどのようにお考えか、これからどういうふうにお考えかということをお伺いします。

商工観光課長 ちょっと私が細かい資料持っておりませんでした。分室長が今持っておりますので、分室長の方からご答弁申し上げます。

商工観光課分室長 遠山議員さんの質問にお答えしますが、自転車の16年度の利用台数は、295台でございます。基本的には宿泊者の便を図るという形で利用しております。ご指摘のように、サイクリングロードが整備されて大分経つわけですけども、今回の地震で相当ロードもやられています。ということで、今後もある程度長期的な計画を立てた中で検討したいというふうに思っていますのでよろしくお願ひします。

有料については今ほど申しましたが、利用客にということで、基本的に無料でやっています。

牛木茂雄君 訪問看護についてお伺いしますが、決算資料の1番最後の76ページ。予定量とかあるいは前年度の実績に比べまして介護保険の方が少なくなっていますが、医療保険の分野が伸びて、それで介護保険の方が少なくなっている。特にケアプラン等のものも少なくなっているようですが、このことについては、この訪問看護の位置づけか何かが変わってきたのでしょうか。どうも訪問看護の費用は必ずしも減ってはいないわけですので、需要供給の関係か、少し変わってきているなというような感じがいたしますが、どういうふうにお考えでしょうか。

保健課長 ご指摘のように、医療保険、療養費の方ではプラスの77万8000円いわゆる通年ベースでの前年比較しています。介護保険の方では689万円という大幅な前年割れをおこしております。ケアプランにつきましても540万円、前年比落ちしております。まずケアプラン作成につきましては、ひとつは仕組み上ですね、15年度につきましては検診センター、いわゆる保健課の保健士においてもケアプラン作成、保健課においてもケアプラン作成業務を行っております。それがおよそ300万円程度の収入があったようでございます。ですからケアプランにつきましては540万円のうち、なんていうかその事務分担の部分で300万円くらいおちている。それから方針で、訪問看護につきましては訪問部分を充実していったら、ケアプラン作成は段々と手を引こうという中での落ちが残りの部分という

ふうにならぬケアプランについては考えています。

訪問看護事業につきましては、正直いまして、いろいろ大変な前年割れをおこしておりますので、いろいろな面から考えてはいます。考えられる特殊な要素としては、後半につきましては地震という影響がございます。ですから地震によって内郭から急きょ施設に移られたという方が何人かいらっしゃいます。そういう特殊要因もございます。

ただそれだけで説明がつかみませんで前半の部分もここに資料に見られるように、かなり落ち込んでおります。そういう中でいろいろ考えられる理由としては、ひとつは大和病院、結構大和地区が比重が大きいわけですが、大和病院の整形等が休診になったと。それから、これは前年15年の8月頃でしたでしょうかね、療養病床と、施設が38床程度新たにできて、施設の方でのそういった充実がされたというようなことが考えられます。

もうひとつ現場に聞きますと、過去の経験上、周期説といえますか。重篤な人達が多ければ当然単価も訪問回数も上がるわけですが、そういう人達がいると翌年等は、そういう方がお亡くなりになって、その次は周期的には下がると、いうようなことも言っておりました。

考えられるのはそういうような要素として考えられる点はそういうことなんですが、正直いまして、いろいろの角度から見てもおるんですけども、まだ完全な分析といえますか、そういうところにはなかなか難しい面もございまして至っておりません。以上です。

牛木茂雄君 いろいろとご説明下さいましたが、行政としては位置づけという点については変わらない。ただ現状が現場の方で実際の数字がこうなっているというふうには私は受け取ったわけですが、やはりケアプランを作成するということが、かつて私は大和町でもそういうお話をしたことがございます。保健課といえますか、検診センターの方で確かにケアプランを作成していたと。それができなくなったと。そういうことが大きな影響になってケアプランの方は少なくなっている。

そのことは私も良く知っているわけですが、そういうことがケアプランを作ることによって、介護保険の方の、訪問看護の方が伸びてくるというか相関性があると私は思っているのですが、質問をしたところ、そういうことはあるかもしれないけれどもそういうことのないように、というご答弁のようでした。

私はこれがはっきり相関性があるんだなとこの数字を見て感じているわけです。そういう点で、特に医療の分野に力を入れているんだとか、訪問、介護保険の方は手を抜いているんだというようなことはないでしょうか。そのことをお伺いしたいと思います。

保健課長 ちょっと説明が漏れまして恐縮でございます。ケアプランにつきましてはそういう方針転換がございましたが、訪問看護そのものにつきましては、特に方針転換ということは考えておりませんので、一義的には在宅療養の推進と。それから特別会計をもってやっておりますので、収支をとるといふことかというふうには認識しております。

そういう意味で、これを調整したと云々という点についてはございませんで、従来の方針の中でそういうことでやっているということです。

なお、一番その要因としてご指摘のありましたケアプラン作成との、訪問との関係でござ

いますが、前にもいわれたこともございます。が、一応介護保険、そこまではいきませんが、いわゆるケアプラン作成につきましては、本人に、その受ける人が一番いいメニューを作成していくというのが基本でございまして、自分の業務を伸ばすというのはちょっと邪道なわけでございますから。現実問題としてはそれで独立してやっていけなくて、みんな今それぞれの施設に依存しなければケアプラン業務ができないという現実もあるみたいでございまして。方向性としては、単価を上げる等の中で、独立してそういうことに影響されないで、在宅療養者の一番いいメニューを追及していくということが求められる方向ということです。方向性としては今後もそういうふうに、今は主に在介センターが中心になってやっておると思いますが、そういう方向でいくということできたいというふうに思います。以上です。

牛木茂雄君 ケアプランと、いわゆる介護保険の関係ですけれども、これはやはり大きな関係があります。確かに理想論からいえば課長がおっしゃるとおりかもしれません。しかし現実論の中でははっきりとしたそういうものが、あるいはそういうものを頼りにして自分のところへお客を引っ張ってくるというのが、実際の状況ではないかと思えます。

ただ、本筋ではないのであるいは理想論からいえばそういうことは、というような話では、私は将来的にこれは大きな問題にならなければ良いがという心配をしているわけです。そういう意味で、その点について課長との考え方がはっきり違っていると、状況判断が違っていると点だけを申し上げて、特に課長の方で答弁が入用だったらして下さい。

保健課長 今ほどの点、先程若干申し落としましたが、その点現場にもお聞きしたことがあったのです。ケアプラン作成業務につきましても、従来から方針については、我田引水ということとはとらない中でやってきた、というふうに言っておりますので、特に私どもは直接的な因果関係というものはそんなに強くないのではないかというふうに考えておるところです。以上です。

井口 實君 1点、観光の方でちょっとお聞きしたいと思えます。394ページの圧雪車の点検整備委託料ですけれども、これは何台の整備委託料ですか。

商工観光課長 2台です。

井口 實君 産建で今年の冬、視察に行った時に、今年は圧雪車を買換えるというような話を聞いていたものですから、まだこの2台で190万円ぐらいの整備点検費だと、ほとんど維持点検にかかっていないような感じがするのですけれども。このぐらいのならまだまだとても点検費・・・ちょっとほかので、五日町なんか3台でもって700万円から800万円いくわけですので、まだ新車の部類のような感じがするんです。この点検料だと新車の部類のような感じがするのですけれども、買換えなくてはならないということになるわけですか、その辺を。

商工観光課長 私が現場の方から聞いているのは、耐用年数を優に越しておるということで、もし万が一、例えば1台だめになった場合には1台しかないわけですので、その場合の運行がかなり厳しいということで話を聞いていてところなんです。今年いろいろな話の中

で、何とか直して使えるのであれば、直して引っ張って下さいと。今新車のこれを買いますと例えば2千数百万円から3,000万円近いわけですので、ようやく借金が全部終わってそろそろ良くなるかなという時に、もう1回どんというのなかなか大変なのではないかというようなことです。

まだ今年の17年度の予算にも計上はしてございませんし、ちょっと頑張ってみようかなという状況であります。ただそういう危険性をはらんでいるという部分がありますので、もしかの場合は、緊急的にまた補正予算か何かでそういう対応を迫られる場合もあるかなとは思っていますが、今の現状では頑張ろうかなと思っています。

井口 實君 ラトラックはちょっといいのを買くと3,400万円くらいするわけですので、このくらいの整備料なら引っ張った方がずっと得なような感じがするんです。また緊急の場合もありますけども、それはそれでまた対応できると思いますので、そのような方向で考えた方がいいと、お願いしておきます。

岩野 松君 375ページの浄化槽の問題なんですけれども、浄化槽が324基とその次の個別排水事業が48基という説明がありました。合併浄化槽についてはやはり個々人でつけるのだと思いますが、その最後のなんというんですか、出るところへの対応みたいな指導というか、それはどうなっているのかちょっとお聞きしたいのです。

それと、自分のところではあんまり関係ないものだから、私もちょっと認識不足だったんですが、これは選べるのでなくて地域的にそういうふうにしたということだと思っていたのです。そういうところなのであればなおさらですが、その対応がどうなっているかちょっとお聞かせ下さい。

企業課長 まず、375ページの浄化槽市町村整備と個別排水処理。この両方については同じ工事をするのですが、事業は同じだというふうに理解していただければと思います。そういうことで個人でつけるものではなくて、市の方で設置をしまして、下水と同じように使用料によってまかなっていくという方法でございます。ですので個人でこれ設置するのではなくて、市が設置をして維持管理までしていくという事業でございます。

放流管については、まず浄化槽近くの排水路に、浄化槽で浄化した水を放流するということとでございます。ただし個別排水については、これは大和地区なんですけど、後山地区。道路の側溝等に水がないものですから、道路の中に普通の下水道と同じように150ミリの管を入れて、そこに浄化槽の水を入れて、影響のないところといいますか人家のないところで放流していくというものでございます。

これにつきましては、条例で決まっているように、地域、集落で決まっておりますので、個別排水については辻又・後山。浄化槽設置整備事業ということで六日町地区の五十沢・城内地区の方ですね。そういうところで地区については、地域的に決めてあるというものでございます。

岡村雅夫君 377ページの1番上でありますが、地震災害個別排水処理施設復旧費ということで、個別排水の方で1,376万6,862円であります。前のページの375ペー

ジでいきますと、ほかの下水道の災害復旧費がのっております。非常に個別排水の復旧費が高い、量的に多いのではないかなというふうに思います。

前段の方では、要するに個別排水事業の部分と同等の修理しかないな、というふうな復旧費になっていると思うのですが、かなり問題があったのではないかと私はとらえたのですが。

またちなみにいわせていただければ、この個別排水事業については今、後山・辻又ということですので、戸数も非常に少ないわけですね。そしてほかの状況から見ればかなりの被害を受けているというふうに、甚大な被害だったというふうに私はとらえたのですが、その辺ひとつ説明を願いたいと思います。

企業課長 個別排水につきましては、29カ所ということでかなり全損というのもございました。そういうことの中で、地域的にちょうど西山といましようかあちらの方で、特に地質が悪かったとかそういう影響が出たということでございます。そういうことの中で全損もありましたし、当然、流入管だとか流出管等々もございまして。そういうことで特に個別浄化槽の方が費用的にもかかったり、数も多く出たという状況でございます。

岡村雅夫君 確かに地質の問題、あるいは災害の地域差ということがあるというふうにとらえている部分もあるかと思えます。地震の直前にまだ 私は若干その場所を知っているもので 引き渡し直後、あるいはしていないぐらいの状況というのがあったのではないかなというふうに私はとらえています。引き受けしたとしても、引き受け直後の災害を受けた部分があるのかなというふうに思っています。

そうした中で災害だから復旧費、財源を申請することによって認められれば復旧できるという、それはひとつ大事なことなんですけれども、施工業者としての瑕疵の問題ですよね。あるいは引き受ける段階では施工を指示通りにやってあるから受けたのだから、全部こっちに流すのは当たり前だということがあるかと思うのですけれども。そういったほかの物件でもそうだと思うんですけれども、瑕疵なりあるいは施工者責任の問題ですね。そういうものというものは全然問題はなかったのか。

それは被害を受けた箇所がたまたまそういう軟弱地盤だとか、いろいろ動いたとかという問題もあろうかと思えますけれども、かなりの数がまとまった段階だったと思うのです。そういった施工業者によってぶれがあるとか、地域的にはこうだったという形なのか。その辺ひとつ施工責任の問題等、お答えを願います。

企業課長 まず最初の1点目、引き受け直後の災害ということでございます。まだ未完成のところでは災害になったということではございませんので、引き受け中での災害があったということでございます。

あと瑕疵の問題ですけれども、私どもの考え方は、通常にしていった中で2年間の内に何か変化があったのであれば、当然瑕疵の方の状況になるというふうな考え方しております。ですので特にこういう大震災があったということの中で、業者の方にその災害費を持つということにはできなかった、いかなかったということでございます。

あと施工業者によっていろいろ壊れ方が違うかという、そういう感じだと思いますが、特

にその施工業者によって、災害の震度が大きいとか、そういうのについては特に同じような形でございますので、地域的にそういうものかなというふうに感じております。

岡村雅夫君　私も委員会でも視察をさせてもらったのですが、合併浄化槽については、かなり設置する前の盤を、多分かなり設計がいいというふうに私は見たのです。そういった中で、今全損という問題がありましたけれども、あれだけの盤をつくって設置したのが、全損ということは　全部は全損ではないとしても　そういうことが起きるといのはどういう現象かなと思うんです。

要するにその個体、要するに浄化槽がしっかりセットされておりますと、あとは土地が揺れるわけですから、流入口が動くと、あるいは排出口が動く、というようなことでその管が損傷する。あるいはそれでテコのようになって本体を壊してしまったとか。私はそういうことかなというふうに、よく解釈するとそう思うんですが。

そういったものに関してある程度繋ぎ方によっては、本体を守る方法とか、そういうものが考えられなければならないと思うんです。直接動く場所が負荷が当るような格好でなくて、要するにその曲がりだけが曲がるとかというような流入の仕方というものもあるわけでありませう。

その辺をひとつ、教訓とするよりどうしようもないかと思えますけれども、非常にほかの施設と比べて、要するに下水道地域あるでしょう、市野江なんかあれだけの被害を受けているわけですよ。それほどの損害を受けていないということでありませうと、やはり検証が必要なのかなというふうに思いましたので、指摘をさせていただきました。

議　長　企業課長、15番議員の先程の質問に答えられますか。

企業課長　大変失礼しました。15番議員の中沢議員の質問にご答弁させていただきます。今現在2系列、2池ございまして、1万1,000トンの能力があるということです。今後この増設によりまして5,500トンの増設をします。そうしますと今よりも1.5倍という形になります。

施工時期につきましては平成19年、20年と2カ年で土木と機械を入れていきたいということで、平成21年に供用開始の予定ということでございます。

そしてもう1点、個別の所有地の影響ということでございましたが、これについては個別排水、浄化槽の意味でしょうか。それについては、今、浄化槽の方の考え方では市の全体を100とした時に、個別では約10パーセント程度が浄化槽の設置整備事業に入ってくるということでございます。

議　長　15番議員、質疑はありますか。

中沢俊一君　そうすれば当初計画と大差ない増設ということでしょうか。はい、わかりました。

議　長　以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって3件一括質疑を終わります。

議 長 第94号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議 長 採決いたします。

第94号議案 平成16年度南魚沼市下水道特別会計決算認定については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第94号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議 長 次に、第95号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議 長 採決いたします。

第95号議案 平成16年度南魚沼市観光施設特別会計決算認定については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第95号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議 長 次に、第96号議案に対する討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議 長 採決いたします。

第96号議案 平成16年度南魚沼市訪問看護特別会計決算認定については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第96号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議 長 休憩をします。2時50分再開します。

(午後2時30分)

議 長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午後2時50分)

議 長 日程第8、第97号議案 平成16年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、日程第9、第98号議案 平成16年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、以上2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 (提案理由の説明を行う。)



企業課長 （説明を行う。）

大和病院事務長 （説明を行う。）

議長 議題の2件について監査委員の監査報告を求めます。

監査委員 （監査報告を行う。）

議長 2件一括質疑を行います。

志太喜恵子君 1点お伺いします。水道会計の3ページですが、後山簡易水道事業経営認可申請と辻又簡易水道事業経営認可申請と、これが平成16年11月というふうに書いてありますが、この経営認可申請というのはどういうことなのでしょうか。

私は常々、後山水道については非常に危惧を持っておりました。これをそのまま認可申請していくのでしょうか。何か完全なる簡易水道という方向性は見出せないのでしょうか。辻又の方については私は良く存じませんが、私が議員になった頃、後山では水が不足して土改の噴出した水を水道にとったという経緯がありますが、現在ではどんな形になっているのか。そこも私は良く存じません。

そしてこの震災、地震の後、どんなになったのだろうかと思って行ってみました。各家庭を訪問したわけではないけれども、普通に皆さんが暮らしていますし、水道については大丈夫なんだなと思って帰ってきましたが、この後山水道についての現在と、この経営認可申請の意味というか、そういうのを知りたいと思いますが、いかがですか。

企業課長 後山簡易水道、辻又簡易水道の事業経営認可というのは、旧大和町が経営をしていたものを、南魚沼市が今度経営をするということで、11月1日に合併でございますので11月1日に申請して、11月1日に新潟県から南魚沼市が経営を今度しますよということで認可をもらったものでございます。特に大和町から南魚沼市が経営をするということで、そういう形でみたということでございます。

後山につきましては簡易水道でこれからも市で経営をしていくという考え方をしております。そしてどういう水をとっているかという。今現在、後山の田んぼの区画整理をしておりますが、地滑り地帯でございました。新潟県の土木事務所の方で、地滑りということは水を抜かなければならないということで、集水井という大きい井戸みたいなのをとって掘って、そして山に向かって放射線に水を抜く管がいっぱい敷設してあります。

その水を調査をした結果、飲めるいい水だということの中でその水を今現在水源として使っているということです。その辺についても当然認可の方をいただいていますので、その水を使っているということです。今のところ水が不足するとか、そういう状況には今なっていないという状況です。

地震については特に後山地区の水道管については、特に被害はございませんでした。以上でございます。

志太喜恵子君 この認可申請のことは良くわかりましたが、水源のことについて私が知っている範囲は、土地改良をして水が出てきたと。大量の水が出てきてそれを水源にということで大仕事した覚えはありますし、現地に行ってみた覚えもあります。その後その水源を

そっくり使っているのか。山から出る水は、私は全然危惧はいたしません。横井戸を掘って出る水は私の家の裏山からも出ていますので、その水源については非常にいい水だというふうに理解します。

ですが田んぼの下から出てきた水源については、私は非常に危惧をもっております。ということは農薬を使った場合には、それが下に浸透するのではないかというふうな危惧を内々持っておりました。現在はそれを使っているのか。また、何か集水柵を作ってどうのこうのという、ちょっと私にはみえない説明でしたが、もう1回その説明をお願いします。

企業課長 集水井といいまして、大体6メートルぐらい直径ありましたか・・・（「井戸ですね」の声あり）井戸。それを10メートルぐらいの深さになりますでしょうか。10メートルから20メートルぐらいになるんですが、その下の方から管、パイプを、斜めに山に向かって、こういう形をしていると。その水が井戸のその中に入りますので、その水を水道水源として1カ所に集めて、それを水道の水として使っているという状況でございますので、特に今水道の水質検査もしていますので、農薬が入ったとかそういうのについては特に問題ないというふうに思っています。

笠原幹夫君 2～3点お聞かせ願いたいと思います。監査委員の監査報告にも触れておられますが、ちょっとわかりませんのでお聞きしたいのですが。この水道料金の債権の消滅時効期間が最高裁の判例で今度5年から2年になるということで留意したいということに触れています。これは単純に時効が今まで5年だったのが2年になるということなんですか。

そうすると大変なことになるという心配。それほどでもないでしょうか。私ども考えると、2年なんとか逃げて歩いていればそれで時効になってしまうという、単純な受け止め方もできるわけですが、これについてひとつもう少し詳しく。

それから責任水量の関係です。今度企業団が解散をして全部一括処理になれば、責任水量という言い方もないと思いますけれども。しかしいずれにしろ、56.88パーセントですか、60パーセントにならないということですね。当初の計画からいえば、少なくともやっぱり70ぐらいはいくのではないか、というようなことも、今の市長ではないですけれども、前の責任者はそういうことも言ったこともあるわけです。しかしこれはなかなか伸びてこない。

そして使用量とかそういう点から考えると、伸びる要素というのはあまりないというふうな指摘もあるわけです。これについて市長が盛んにいていた水道料金の値下げの問題と絡み合わせて、どういうふうな抜本的なやり方を考えているのか、ひとつこの際ですのでお聞かせを願いたいと思います。

それから改良工事で合併施工でやれば安くあがるだろうということで、監査委員も触れているんですけども、実際この決算年度で単独でやった場合と合併施工でやった場合、どのぐらいの差がでるのか。もし計算をしていたら、細かい数字はいいですが、場合によってはパーセントでもいいです。お聞かせ願いたいと思います。

それから病院の関係です。1つは医業収益に対する職員給与比率が69パーセント、約70パーセントと非常に高い状況だと。給与比率の低減に努めて下さい、と監査委員が言っているわけですが、確かにそうだと思うんですが、具体的にはどういう方法があるのか。またどういう方法でこれに努めようとしているのか。

というのは職員の給料をそう簡単に下げられるかということそうはいかない、ということになると、一般事務と行政事務と一緒に職員であれば、仮に異動の中で給料が安い人たちを集中すれば全体は下がるけれども、病院という専門職が多い中では、なかなかそうはできないという状況もあると思います。ですのでこれについてはどのような考え方を持っているのか、お聞かせを願いたいと思います。

あと医師確保の問題が、やはり最後にはそこが中心になってくるというような感じもするわけです。城内病院は3人体制が確立した途端に業績上がってきたという点では、やはりゆきぐに大和もそれに尽きるなあという感じがするわけです。ですがこれはなかなか一朝一夕に満足するような結果は出てこないということですが。そういう点では、秋山前町長などがそれらにあたっているということですが、全体のこれから始まるいわゆる検討委員会等で、この医師確保について特別なプロジェクトチームとかといったものを作ってあたるとか、そういう考え方はないのかどうか。あくまでも人事の問題ですので、そうオープンにしたって、できるものもできないものもありますが、方法としてはどのようなことを考えているのかをお聞かせ願いたいと思います。以上です。

市長 私の方から2点ほどお答えいたしまして、あとはまた担当の方からですけど。水の問題。責任水量に対しての使用水量が6割に満たないということでありまして。これはずっと前から指摘をされていることでありまして、私も結局今にして思えば、過剰投資的な部分はあったと。これは認めざるを得ません。

推計が、当時としてはそういうふうになるだろうという右肩上がりの時代でありましたので、そういう推計をしたわけですけども、そうでなかったという事実はここに出ているわけです。しかしそれに見合うだけの投資はしてしまったわけでありまして、これを今更どうとはできませんが、今おっしゃったように一番の近道は、とにかく水道の使用量を上げるということでありまして。料金を下げるにしてもこの率を上げるにしても同じことでありまして。

人口はなかなか増えませんし、節水意識は高いしということの中で、明るい材料とすれば、この間も申し上げましたけれども、苗場福祉会が特養ホームを建てていただく、これは19年の2月から始まります。基幹病院もこれはもう相当のスピードで進みますので、大体22~23年頃には開院ができるだろうと、私は予測をしておりますけれども。

そうしますと基幹病院では300から400、精神科も入れますと350から500というこの病床数を、今の六日町、大和の病床数からみまして逆算いたしますと、大体1ヵ月1万トン前後の水は病院では使うだろうと。特養ホームでは3,000トン前後いくのではないかと考えています。あれやこれやで1万5,000トンぐらいといいますと、1年間で30万トンぐらい増えるという。微々たる数字でありますけれども、そういうことの期待と、あと

はやはり企業関係の誘致も含めた部分の中でどれだけ使っていただけるか。

それから現存の企業の中で工業用水的なもので水道を使っていないという部分があるわけでありまして。これは水道課の方でも企業課の方でも調べていると思うのですが。そういうところに格安で水道を提供して、半分でも3分の1でもいいんですね、本来使ってもらえばそれだけ増える。これは1,000円もらわなければならないという計算であっても、1円であってもその分は使ってもらえばそれだけ増えるわけですから、本当にそうだと。そういう特例的なことも踏まえながらやっていこうという思いでいます。そういうことの中で、とにかく使う量をあげてもらおうということは一生懸命考えたい。

そしてようやく水道料金も基本料金が2,300円の、超過が230円という部分に合併時から今度はそろえますので、まあまあ一定の値下げはできましたが、まだこれでも納得しているわけではありませんので。やはり当初描いていた基本料金が2,000円前後まで下げられないかと、そういう思いはずっと貫いていこうと。一生懸命やろうと思っておりますが、当面今、具体的にいえることはそんな程度でありますけれども、職員と一丸となって努力をしていきたいと思っております。

医師確保の問題は、これはプロジェクトを作っても全く用は成さないと。今現在いる皆さんで何か特別の医師確保に人脈のある人が入ってきてくれるということであれば別ですけども結局、特に大和病院の方は、今までの大学病院や私立聖マリアンナとか、北里、それらとのつながりの中で、一生懸命足を運んでお願いしていくと。ここに秋山さん、斎藤院長から非常に大きな努力をしていただいているわけです。その結果として来年から北里学院の方ですか、1名派遣をいただくという効果も出ているわけでありまして。そういう地道な努力を重ねるより仕方ないなと。

今の小児科医の先生にも今ニュージーランドに行っている。驚きましたね、メールで1秒でぽつと届くものですからたまにメールで交換しながらあれやこれややっているわけですが、来年の2月か3月までは来られないということですけども、その後がどうなるか。それぞれ期待をしているわけでありまして、一生懸命努力は重ねておりますが、そういうことで。

城内病院の方は、これはピンポイントで、ある意味で見つけてくれば何とかなるといことですので。ただ、今までなかなか見つからなかったんですけども、運が良かったといいますが、いい先生からお出でいただいて非常に業績も上がってきたと。

基幹病院との絡みの中でこの地域の医療体制をどう整えるかと。これはやはり医師の皆さん方を含めた、ある意味で検討委員会的プロジェクトを立ち上げなくてはなりません。そういう中で魅力ある大和病院あるいは城内病院、基幹病院を含んだ、そういう医療体系の構築をきちんとやれるという見通しが立てば、お医者さんも若干はまた考えを変えてくれるのかと。それから基幹病院から研修医として輩出されてくる医師を、きちんとこの地域の病院に定着をさせていただくという、これは基幹病院の建設の際の1つの大きな目玉というかそういうことでもありますので。それらにも期待しているわけですけども、なかなかおっしゃ

ったようにすぐポンポンと見つかるものではない。非常に、どうも考える世界、住む世界が違いまして苦慮していますけれども、秋山さんからは相当なご難儀をいただいているということでもありますので、よろしく願いいたします。

監査委員 先程、水道料金債権の時効消滅の話がありました。今までは水道料金というのは公の施設の使用料というようなことで自治法上の規定が適用されていたということなのですが、今回のこの最高裁の判決は、これは司法上の契約行為だというようなことで、民法が適用されるということになりました。

それで従来は、債権回収等の措置は5年後には債権が消滅することを前提になされていたということで、会計上も債権が発生してから5年経過すると消滅すると。こういう解釈できたわけですが、今度は民法を適用されると2年で時効が成立しますが、したがってそれまでに解消しなければ努力はしなければなりませんけれども、今度は逆に、請求を続けていって相手も確認していれば何年経っても消滅しないということになります。今度はかえってそれがどの時点で欠損処理をするかというのが、今度は議会議決をして、しなければならないというそのまた難しさがでてくるということになります。

企業課長 合併施工でどの程度軽減できるかということでございます。特に数字的にまだはじいておりませんが、基本的に合併施工ですと下水道と水道と一緒に施工になるわけです。下水道管が例えば1メートル50センチのところまで掘っていくと。その上に水道管が乗るわけですが、そうしますと水道管については約80センチから1メートルぐらいのところ敷きますので、まず掘削の費用が要らないというものでございます。

そのほかに最後の復旧になりますと、補償分、その部分についても水道の方は要らないということです。基本的には合算した中で按分をするんですが、今現在では下水道の方で全額みているという状況でございます。材料費だとか手間というのは同じにかかるわけですが、そういう掘削とか埋め戻しの費用がかからないということでございますので、パーセント的には半分までいかないと思いますが、3割程度は安くなるのではないかなというふうに考えています。

大和病院事務長 職員給与費の比率を下げるにはどういふかということでございます。監査委員もお話しなかったようではありますが、今決算についてはちょっと特殊な事情がございまして5ヵ月決算だということでもあります。一般的に病院の収益は月々大体同じような額で入ってきます。ところが給与費の方は6月、12月は手当がでるわけです。したがって今決算は11月から3月ですので、12月の山が5ヵ月の中に入っておりまして、そういう意味では5ヵ月の収入に対する5ヵ月の人件費という意味では、年間通した時よりは多少割高な形で出ているのが特殊な事情であります。

それはともかくとしまして、比率を下げるには具体的にはどういう点かということで、一般的に考えられますのは、当然水準を下げるということです。これについては人勤 基本的には病院の人件費につきましても人勤を順守しておりますので 本年度は下がる勧告となっておりますので、17年度の決算では若干下がる傾向が出てくるだろうと思っております。

す。

それから職員を減らすということではありますが、これについてはもちろん合理化を図っていく、いろんな分野で合理化を図っていくということでもあります。

もうひとつは逆に、分母の方を上げるということで、医業収入を上げなければならない。これは医師を確保して 1 人医師を確保すればかなり 2 億円からその辺は、大雑把な言い方をすれば見込めますので、ここが一番大変な、大事な点だろうなというように思っております。

医師確保について具体的にどういうことということでございます。市長も申し上げたとおりでございますけれども、今現在は、関連の各大学は繁く通っております。

それから当院に過去勤められた医師のルートで、いろんな情報提供をいただいております。

それから新潟の市民病院、これは県内の市町村立病院のトップでございますけれども、その総合診療部の方をお願いして、地域医療に関わる医師に対するメーリング等への PR をやっていただいて、メーリングリストに載せていただいております。

それから自治体病院協議会の医師募集要項等々いろんな場面でやっておりまして、非常勤でスポット的な応援というのはかなり反応があったりするのですけれども、フルタイム常勤でというのが、年度途中ということでなかなか具体的な話ができないというところがつらいところでもあります。

北里につきましては市長申し上げたとおりであります。以上でございます。

笠原幹夫君 水道料金の問題です。今、市長が、いうなれば 1 円でも 2 円でも、という話もしましたが、そこまで頑張るのであれば、むしろ一般の人を 1 円か 2 円ではないそれにあうような料金をガバリと下げれば、使用量がどんどん伸びるかもわからない。それはわかりませんよ。ただでもその方が、市長の公約にもかなうし非常にいいのではないかと、というふうに考えるわけですが、これは冗談ではなくてそういうことも考えてみる必要があるのではないかと。

というのは今のこういう世情の中で、なかなか企業誘致とかそういうのが見込めないという状況もありますので。どかんと 1 つの所で 1 万トン使ってもらおうということより、皆が少しずつ余計今より使うということであれば、そしてその分安くなれば、その方がベターではないかと思えます。もう 1 回ひとつその辺お聞かせ願いたいと思えます。

監査委員にも聞きますが、今言いましたその時効の関係はわかりましたが、それは水道料金だけなんでしょうか。例えば下水料金とかそういうのは同じ扱いなのか。あるいは水道料金だけなのか。その辺をもう 1 回聞かせてもらいたいと思えます。

市長 先程のものはご承知でしょうけれども例え話ではありますが、今使っていない皆さんから使ってもらう部分については、そういうことを考えてもいいという頭であります。今使っている皆さん、今、若干なりとも値下げしているわけですが、これが例えば半額にして、今の倍使ってもらうかというところではないと思うんですね。ですから今使っていない人から使っていただく、それが収益として入ってくれば、それは値下げの原資に

入っていくということで、相対的に値下げができるという考え方です。

ご理解いただけると思うんですけども、今使っていない、例えば具体名でいいますけれど、それはこれができるということではありませんよ。雪国まいたけさんが、城内のあそこであれだけの井戸水を使ってやっているわけです。これが例えば水道料金で今は良くないと言っているんですけども、良いということになれば、あれだけの水を水道でまかなうということになれば、今の料金体系の5分の1でも10分の1でもいいというぐらいの考え方を私は持ったんです。ところが水道の水が高いということではなくて、やっぱり温度が一定しなかったり、いろいろの中でこれは使えないということだったものですから、そういうことになっているわけです。

例えばそういう部分を払拭できて、そこまで下げてくれるのであれば水道の水を使おうかという部分があるや否やという部分も、企業課の方には調べてもらえないかという話をしております。今おっしゃったようになかなか新しい企業が進出してくるという状況はありません。ありませんが、例えばこの間、10人規模の従業員を雇って新たにこちらへ進出してきたそういう企業もあります。そういうところを。まあ大手の1万トン2万トンなんていうのをどンドンというのも、あれば結構ですけどもそうでなくても細かな部分。そして今まで店舗が空いていた部分にちょっと入ってみようかとか、そういう細かな積み重ねも必要だろうと。総力をあげてそういうことに取り組もうと。

具体的に今、今の水道の使用料金を一度にぼんと半分も下げて、1回試してみるかなんていうところまではちょっといきませんが、徐々に徐々に下げてはいきますので、ひとつよろしく願いいたします。

監査委員 私も3ヵ月ほど前にちょうど研修がありましてこの問題がでました。その時もいろいろあったんですけどもまだ、これは民法だ、これは行政の方の考え方、というのがはっきりしないという説明がありました。ただ下水の関係は従来どおりだと、であろうとこういう話がありました。

ただその辺が担当課の方へ連絡がきていればあれですが、私はそういう話をその時は聞いておりましたので、下水は従来どおりというふうに思っております。

企業課長 債権の関係ですけども、下水道料金については通常、今までどおりの地方自治法の規定でいくというものです。

岩野 松君 水道料金の未収額が、段々増えて最終的にはそういう形が取れるということですが。前にもちょっと出たんですけども、水道を止めたことというのはあるかないかお聞かせ下さい。

もう1つは、いわゆる資本的投資の中での財務省への借入金。前に市長は、公約の中で下げる形の中で、その高い利率の部分を借り換えるという努力をしたけれどもだめだったという言い方を。6パーセント以上のものは何とかして今、6パーセントと。今一番高いのは8パーセントのものが1つ残っていますけれども。

高い利率の部分について、今現在は借りれば2パーセントかけまわりかなと思うんですが、

その借り換えは財務省に納めるという形なので、絶対的に無理だという話をお聞きしました。どんなことをしてもだめなのかどうか、何か対策があるかないかということなども、例えばしょっちゅうあげてなんとかすればとか、そういう方向性もあるのかどうなのか。ちょっとお聞かせ下さい。

市長 ちょっとお間違えないように。絶対だめだとは申しあげておりません。なかなか私どもが思ったとおりにはいきませんが、今年の17年度の予算の中でも確か説明はしてあると思いますし。一部また借り換えを認めたりそういう部分がありますから、そういうことをまた。これもやっぱり全国のこういう自治体の皆さん方が、まとまって声を上げていく成果だというふうには考えています。具体的な部分については課長の方から話しますが、徐々に徐々にそういうことにはまた踏み切っていただいている部分もあります。

ただ全部一度にそういうことはできるというわけではないということでもあります。ある一定基準を満たしたりとか、そういう条件がついておりますので。全部だめだなんて言ったことはありませんので。あとは課長から詳しく説明申し上げます。

企業課長 まず給水停止ですけれども、まず16年度では市の方で執行したのが18件あります。4月からになりますと両町あわせただ中で71件を16年度は執行しています。

借換え債等についてでございます。今現在公営企業金融公庫、これについては基準がございまして、例えば6パーセント以上のものについては借り換えができるということになっております。そうした中でも全額要望をしても、全国各市町村がございまして、その辺の中で全額要望どおり全部借り換えができるという状況ではないということでございます。特に私どもの高料金のところについては、ある程度国の方でも借り換えを、十分予算をつけてもらっているという状況でございます。

あと財務省につきましては、今現在借換債というそういう制度はございません。ですので繰上償還をするかということがございますが、その繰上償還につきましても全部残ったものをそのまま返せばいいというものではなくて、補償料というのが、繰上償還をやると補償料というのがプラスアルファになって支出をしなければならないということです。特に資金的に余裕があるのであればそういう繰上償還も結構だと思いますけれども、なかなか資金もままならないのであればこのまま、財務省の方に、日本水道協会そういうのと協力し合った中で要望していくしかないのかなというふう考えております。

貝瀬厚一君 手短かにひとつお願いいたします。企業課長、水道会計の4ページをご覧になって下さい。この問題で、数字の方ではなくて方向の方だけちょっとお聞きしたいんです。上の方が水道料金、下の方が加入負担金となっておりますが、市長に聞けばもうそれで答えが出て終わってしまいますので、ぜひこの辺は研究して来年からの参考にしていただきたいと思うんです。

この水道料金は多く使えば使うほど、1トン当りの単価が下がるようになっております。したがって市場経済が反映されていると私は思います。ですけども5,000トンというのはその先の話にしますけども、そういう方向だと。下を見て下さい。加入負担金となっております。



ますが、これが決算審査ですので、かなり決算の方にこれは影響があるんじゃないかというふうに思っております。

ここへ数字が出ているのは13ミリから75ミリまで出ているわけですが、13ミリが4万2,000円で75ミリが200万円ちょっととなっております。これはミリの口径の断面積に正比例していると思います。したがって、これは原価主義とやっぱり言ってもいいのではないかと思います。13ミリのものより75ミリのものが材料費が高いからそれだけお願いしますよという原価主義なんです。

上の方の水道料金はたくさん使えば使うほど、ではディスカウントしますよ、下げる方向にしますから皆さんお願いしますと、大量消費ですよと。今度は下の方に行きますと、最初から13ミリよりも75ミリどかんと大きいようなものを用意しますと、もう大量にこれは水が出ることになっているんですから。そういうものを構えると入場料が200万円よこせと。

これはやはり、少なく使ってもらいたいという節水の方向を呼びかけるのはいいかもしれませんが、市長が言っているように、多くやっぱり皆さんから水を大量に使って、安全で便利で健康な生活をやっていただきたいと思うのに、設計思想が同一方向を向いていない、こういうふうに私は思うわけでございます。

水道料金と加入負担金の方が、別々の方向を向いている思想ではまずいということでありますので、ぜひひとつ皆さんの方から、市場の方のお客さんなんかにも意見を聞いてですね。最近特に高床では13ミリでは水圧が足らないで2階3階といきますとだめだし、アパートメントも増えておりますから、やはり口径の多いのを用意するのが便利かと思えます。

その時に多く使えば取るぞ、というふうにこっちの下段の方は言っています。したがって水道料金の上の方はいっぱい使えば下げるぞと。一体どっちなんだとこれは。

こういうふうなこともやっぱりベクトルを揃える方が、私は大衆に対してはわかりやすいのではないかというふうに思うのですが、如何でございましょう。

そしてその独立会計というものは、最初にこういうふうに皆さんが考えているように原価主義というのをやめなければ、独立の独という字はけもの偏の虫にならなければ独立なんかしないんですよ。3億7,000万円つぎ込んでもまだこれですから。

ぜひひとつ、今答えはいいですけども、収入役さんなんかと相談して、ぜひこの部分はもう少しボーリングしていただきたいと、こういうふうに思うわけであります。

企業課長 貝瀬議員のいわれることもよくわかります。そうした中で、これの加入負担金については、合併調整の中で統一をさせていただいたというものでございます。加入負担金という一時金ということの中でそういう形を取っていますし、そして全国をみますと、こういう形で断面積によって高くなっているということでございます。そうした中で検討しろということでございますので、検討はさせてもらいたいというふうに思っております。

議長 この質疑を最後とします。

若井達男君 終わりになって、なんて声もあったようですが。先程笠原幹夫議員の方が

らも質問が出ておりましたが、この水道料金が司法の民法の適用になるということで、確かに民法の適用になると監査委員が申し上げておったように、お互いが債権債務を認め合えば2年の時効でなく延々と続くわけですが、それに対しての方法手段等は考えておられるのか。

例えばお互いが債権債務を認めるならば、必ず請求書が出て受け取った、取らないという問題が出るわけです。簡単なことを言えば、常に配達証明で出しておくとか。反対にそれを改定できることならば金銭借用書に書き換えて、ずっと長い期間をもって返済期間をうってやっていくことができるのであれば。そういったこういう現実問題として、司法の適用になったという時に、その対応策は考えておるかどうかと。

あわせてこの準用は遡ってできるものであるかどうか。それから今からだと、いやいや明後日からなんだと。その辺のお話というのはどういうふうになっておりますか、聞かせてください。

企業課長　　まず債権時効5年から2年ということでございますので、私どもはまず不納欠損を今回いくらかしております。その中で不納欠損する考え方につきましては、まず、もうこの辺にいない行方不明だとか、どこへ行ったかわからないと。そして閉栓もしていると、もう水も使っていないというものについて、不納欠損処分をさせてもらうのは基本的にしております。

そうした中で今回まだ、閉栓でなくて開栓はしているのだけれども、滞納している方がおります。それについては古いものから私ども消してまずいきます。そういう形の中で残っていますので、2年3年とあればその部分については下の方から古い方から消していくという状況をしております。それであと私どもの方の対応としては、滞納がないように催告書だとかを、頻繁に出させてもらっております。

そして今後、ではこうなったらどういう方法にしていくかということでございますが、当然開栓してある方については、配達証明だとか、そういうのを考えていかなければならないというふうに私も考えております。（「いつからこれは」の声あり）

もう適用になっておりますので、早めにその対応を、特に大口だとかそういうのについては対応していかなければならないというふうな考え方をしております。

議　　長　　以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、2件一括質疑を終わります。

議　　長　　第97号議案に対する討論はありませんか。

（「はい、10番」の声あり）

討論がありますので、原案に反対の方の発言を許します。

岩野　松君　　水道料金が安い、安くして欲しいというのは市民の大方の人たちの願いであります。この三国川ダムを利用して使われるそもそもの出発点から、330億円の総工費の予算が1,100億円以上に膨れ上がった、そういう負担が高くしているのも大きな要因であると私は思っております。

それと先程市長もおっしゃいましたように、設立時の予想の人口とか使用水量なども、誤算があったと、認めざるを得ないといっていますが、そういう部分でも高いというのが加わっております。

そこへもってきて下水やそういうものが普及すれば、水道の利用量は必ずぐん増えるのではないかということも、景気低迷も含まれて節水志向も強くなって、思ったほど使用量が増えない。

高料金対策を入れ、そして市としても努力をしているのも認めますけれども、私はそもそもの出発点からしてやはり高いリスクを負うやり方ではなかったかなという意味で、認めるわけにはいかないと思っております。

市民からも、高くて不味くて、そして夏は暖かく冬は冷たい。非常にいろいろな意味で不経済になる水だというふうに言われています。そして設立時からの資本投下によっての借り換えも思うほどままならないという中では、なかなか下げられないということでは本当に残念に思っております。

もちろん100パーセントの皆さんが、払いたくても払えないばかりではないのかもしれませんが、昨年度でも71件もの給水停止があったということは、私もびっくりいたしました。水道は生きる基本であり命綱でもあります。そういう意味ではもう少し使いやすい形が取れる意味でも、ぜひこれからもそういうふうに行って欲しい。そういう意味では今回の決算に対しても、認めるわけにはいかないと思っております。皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、討論なしと認め、第97号議案に対する討論を終わります。

議長 採決いたします。

第97号議案 平成16年度南魚沼市水道事業会計決算認定について、本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、第97号議案は、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議長 次に第98号議案に対する討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決をいたします。

第98号議案 平成16年度南魚沼市病院事業会計決算認定については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第98号議案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

明日の本会議は午前9時30分から当議事堂で開きます。大変御苦労さまでした。

(午後4時40分)